

グレーゾーンの解消を

処理法見直しの意見まとめ

産廃、特管、残置物などで

全国産業廃棄物連合会

(公社)全国産業廃棄物連合会(石井邦夫会長)

は、廃棄物処理法等の見直しに関する意見を取りまとめ、3月31日に永井良一法制度対策委員会委員長が環境省の鎌形浩史廃棄物・リサイクル対策部長に意見書を提出した。廃棄物の区分や品目分類について地方公共団体の判断による指定制度など独自の提言の他、処理施設設置の規制緩和、優良産廃処理業者認定制度の優遇措置の拡充など29項目を要望している。

全産廃連は、都道府県協会からの意見を集



環境省・鎌形浩史廃棄物・リサイクル対策部長と全産廃連・永井良一法制度対策委員会委員長(左)

約するとともに、法制度対策委員会が昨年4月から合計4回の会合を開き、5部会でもそれぞれアンケートなどを実施した。処理現場で対応に苦慮しているさまざまな意見が寄せられ、それらを法制度見直しに反映させる提言などに練り上げた。

廃棄物

処理法関連の「産廃処理業の許可」「産廃処理施設の設置許可」「廃棄物区分と品目分類」「再利用の促進」「排出事業者責任の強化」「産廃業者の資質向上への支援」「地方ルール」とともに、建築基準法(第51条ただし書き)と環境配慮契約法について要望をまとめた。廃棄物区分と品目分類では、産廃処理業界で長年懸案だったさまざまな分野の「グレーゾーン」を解消するための提案をしている。その一つが、地方公共団体の判断による産廃廃棄物指定制度の創設と業種指定の撤廃だ。

廃棄物処理法では、事業活動に伴い排出される廃棄物でありながら、業種指定によって産廃とはされていないいわゆる「事業系一廃」が存在する。個々の廃棄物が「事業系一廃」「産廃」のどちらに該当するかは判断に難い。地方公共団体によって異なる場合があるため、産廃処理業者が対応に苦慮するケースも少なくない。

これについて全産廃連の要望では、業種指定されている産廃とそれ以外の業種から排出される同一品目の廃棄物(同一品目の廃棄物)や、個人が所有している毒劇物などと空き家に放置された所有者を特定できない残置物の取り扱いについては、その排出元である地域の実情(市町村の処理施設の状態など)に応じて、地方公共団体を当該品目を「産廃」として取り扱うことが妥当と判断した場合に、「産廃」に指定して委託処理することができるような制度を創設することを提案している。

「産廃」のどちらに該当するかは判断に難い。地方公共団体によって異なる場合があるため、産廃処理業者が対応に苦慮するケースも少なくない。

「産廃」の品目を追加する考え方だ。ただし、同一品目の「産廃」については、事業活動に伴って排出される廃棄物であることには変わりなく、「本来は業種指定を撤廃する方向が望ましい」としており、可能であれば「同一品目の廃棄物」の取り扱いについては業種指定を撤廃するという「二本立て」の要望になっている。